

セフティボックス使用約款

セフティボックスは、お客様の携帯品、大切な物品等を継続的に保管する為に便利な保管庫としてお貸しするもので、ご使用の場合には、本約款によるものとします。なお、お客様がセフティボックスをご使用される場合には、本約款の内容に同意したものとみなします。

1 【格納できないもの】

- セフティボックスには、次に掲げるものを格納することができません。
 - 揮発性または爆発物等の危険品。
 - 動植物。
 - 鉄砲刀剣類及び犯罪の用に供するおそれのあるもの。
 - 臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの、不潔なもの及びセフティボックスを汚損、毀損するおそれがあるもの。
 - 各種法令により保管する事が出来ないもの（証券、遺骨等）。
 - その他保管に適さないと認められるもの（重量物を含む）
- 弊社は前項各号に掲げるもの以外のものについても、相当の理由があると弊社が判断するときは格納をお断りすることがあります。

2 【格納できないものを入れた場合の処置】

使用期間中及び使用期間後の保管において、セフティボックス内の格納物が前条に違反し又は違反するおそれがあると弊社が判断した場合には、弊社は、お客様の承諾なし、セフティボックスを解錠のうえ格納品を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合には廃棄する事が出来るものとし、お客様はこれに異議を述べないものとします。

3 【営業日時】

- 弊社は、セフティボックスの使用に関して、営業日時を定め、営業所の店頭に掲示します。
- 弊社の都合により前項の営業日時を変更することがあり、この場合は、あらかじめ営業所の店頭に掲示します。

4 【使用期間】

- セフティボックスの当初使用期間は、表面記載のご利用開始日から表面記載の期間までとします。
- 使用期間の日数算定は、午前零時を基準として行います。申込・解約時等で、当日の使用期間が24時間に満たない場合も1日と算定します。

5 【使用料金】

- セフティボックスの使用料金は、表面に記載のとおりです。新規契約の際には受付にて使用料金を戴くこととなりますが、その後継続契約をする場合は、継続契約開始前に、受付にて代金をお支払い戴くか、又は下記口座へお振込下さい。

◆振込口座

みずほ銀行 新橋中央支店 店番号051
普通預金口座 口座番号2032109
株式会社セフティボックス

※お振込みの際には、ボックス番号で管理していますので、お名前とボックス番号を必ずご記入下さい。尚、ボックス番号未記入の場合は、お振込の確認が取れない場合がございますので、ご注意ください。

- 使用料金につきましては、お客様が、新規・継続の契約時に定めた期間中に解約をした場合であっても、払い戻しは致しません。

6 【保証金】

- お客様は、本約款に基づく債務の担保として、表面に記載する保証金を弊社に預け入れていただきます。但し、保証金には利息をつけません。
- 弊社は、保証金については、この契約が終了し、お客様が弊社にセフティボックスを明渡した後、使用料金の未納、その他本約款に基づくお客様の債務の不履行が存在する場合、当該債務の額を差し引き、尚余りある場合にご返金いたします。

7 【解約等】

- 解約時にはお客様にご来店頂き、所定の手続きを行いセフティボックスを明渡ししてください。
- 次の各号の一に該当する場合には、弊社は、催告によらないでいつでもお客様に対する解約の通知により、セフティボックスの使用を停止することができるものとします。弊社から解約の通知があったときは、直ちに、弊社所定の手続きをいたうえてセフティボックスを明渡ししてください。
 - お客様が使用料を支払わないとき
 - お客様が契約期間を1ヵ月以上経過しても継続契約を行わず使用したとき
 - お客様若しくは共同利用者の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、弊社若しくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められるとき
 - 店舗の改築、閉鎖その他セフティボックスの使用を停止する相当の事由があるとき
 - お客様又は共同利用者がこの契約に違反したとき
- 弊社からお客様に対する表面記載①乃至③記載の連絡先に連絡がつかない場合、セフティボックスの使用契約は、解約の通知を要することなく当然に解約されるものとします。この場合、お客様は、直ちに、弊社所定の手続きをいたうえてセフティボックスを明渡ししてください。
- 前2項の明渡しが遅延した時は、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明渡しの属する月までの使用料を支払ってください。
- 使用期間満了に伴うセフティボックスの明渡し又は第1項若しくは第2項の明渡しが遅延したときは、弊社はセフティボックスを解錠のうえ格納品を別途管理し若しくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等によ

り処分し、または処分が困難な場合には廃棄することが出来るものとし、また、お客様は、これに異議を述べないものとします。なお、弊社はセフティボックスの開錠に際して弁護士、公証人等に立会いを求める事が出来るものとします。これらに要する費用はお客様の負担とします。この場合、お客様の受けた損害については弊社はその責めを負わないものとします。

8 【届出通知・催告】

- お客様は、表面記載事項、住所及び電話番号等（連絡先①乃至③を含むがこれに限られない。）に変更があった時は速やかに届け出て下さい。
- 弊社が表面記載の連絡先①乃至③に記載された住所にあてて通知又は催告を行った場合、お客様に対し、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9 【共同使用及び契約者死亡時の受取】

- お客様が定めた表面記載②共同使用者を生体認証機に登録を行い、暗証番号を共有した場合は共同使用が出来るものとします。
- 共同利用者の格納品の出し入れはお客様の責任において利用するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- お客様が死亡又は重度の障害などにより格納品を受け取りに来られない場合、別紙記載の相続人が所定の手続きを経て受け取ることが出来るものとします。
- 相続人は日本国籍を有し、尚且つ日本に在住している者とします。

10 【セフティボックスの修繕、移転等】

セフティボックスの修繕又は移転その他やむを得ない事情により、弊社が格納品の引取またはセフティボックスの変更または使用の停止を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11 【緊急措置】

法令に定めるところによりセフティボックスの開錠を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、弊社はセフティボックスを解錠し臨機の処置をすることが出来るものとします。

12 【賠償責任】

セフティボックスを破損した場合及び他の「セフティボックス」格納品に損害を与えた場合、賠償して戴きます。

13 【事故による責任】

次の場合は、セフティボックスの格納品に滅失又は毀損、その他の損害を生じても弊社はその責任を負わないものとします。

- 第1条に掲げる格納品の滅失又は毀損等の損害
- 暗証番号の盗用による場合
- 天災事変等の不可抗力による場合(電算機の点検や不測の停電事故等で一定時間使用出来ない場合を含む)
- お客様のセフティボックス誤使用による場合
- 司法権等の発動により関係官公署から格納品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- その他弊社の責めに帰さない場合

14 【暴力団排除】

お客様は、本契約締結日現在及び本契約期間中、以下を表明及び保証し、尚かつ発覚した場合には即刻明渡すこと。

- お客様（その役員、使用人、代理人、再委託先その他の関係者を含む。以下本条において同じ。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員もしくは暴力団と何らかの関係の有する団体又は個人その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではなく、過去においてもなかったこと。
- 自ら又は第三者を利用して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いないこと。
- お客様又は自らの関係団体（その役員、使用人、代理人、再委託先その他の関係者を含む。）が暴力団等である旨を表示しないこと。
- 自ら又は第三者を利用して弊社の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- 自ら又は第三者を利用して弊社の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしないこと。
- 自ら又は第三者を利用して暴力的要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる行為をいう。）を行わないこと。

15 【譲渡、転貸等の禁止】

セフティボックスの使用権は、これを譲渡、転貸又は質入れすることはできません。

16 【管轄】

本約款またはセフティボックスの使用契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

セフティボックス使用約款に同意いたします。

年 月 日

ご署名欄

印